

I 審議の経過

- 生物多様性基本法に基づき、生物多様性国家戦略及び大阪府環境総合計画の改定を踏まえ、生物多様性地域戦略の策定に向けた検討を実施。
- 2021年6月8日の環境審議会へ諮問した後、生物多様性地域戦略部会を開催（計4回）し、目標及び生物多様性保全施策方針等について審議を行った。

II 生物多様性地域戦略の基本的事項

- 戦略の位置づけ** 生物多様性基本法第13条の規定に基づき策定。
- 計画期間** 「2030大阪府環境総合計画」（2021年度～2030年度）の計画期間を踏まえ、2022年度から2030年度とする。

III 大阪府における生物多様性保全の取組状況

生物多様性に対する府民理解の促進

- ◆ おおさか生物多様性施設連絡会と連携した普及啓発
- ◆ 教員や企業担当者等へ向けた研修用冊子の作成・提供

主な課題

- ・幅広い層への情報発信の不足
- ・利用者のニーズに合った情報発信の不足
- ・教育現場等における生物多様性研修プログラムの更なる普及

生物多様性の損失を止める行動の促進

- ◆ おおさか生物多様性パートナー協定企業と連携した生態系の創出や希少種の保護活動の推進
- ◆ 堺第7-3区における共生の森づくり活動

- ・ボランティアの後継者不足
- ・保全活動参加者の固定化

府域の生物多様性の現状を評価

- ◆ 「大阪府レッドリスト2014」の作成

- ・継続的なモニタリング体制の構築
- ・レッドリストの改訂

生息環境の保全・再生の仕組みづくり

- ◆ 府立自然公園、保安林の指定による生物多様性の保全、再生、生息環境の創出
- ◆ おおさか生物多様性パートナー協定制度の創設

- ・企業ニーズの十分なくみ上げの不足

森・里・川・海における保全の推進

- ◆ 森林整備、里山保全、多自然川づくり、藻場の造成などの推進
- ◆ シカ、イノシシの保護管理の実施、特定外来生物の防除の推進

- ・生息環境の保全に資する施設の機能の維持
- ・野生生物による農業被害
- ・特定外来生物被害の増加

IV 生物多様性地域戦略の目標と施策の基本方針

大阪府生物多様性地域戦略の目標

- ◆ 自然の恵みに関する意識の向上
- ◆ 自然環境に配慮した行動の促進
- ◆ 自然環境の持続的な保全の推進
- ◆ 事業者等と連携した保全活動の推進
- ◆ 特定外来生物の防除の推進
- ◆ 市町村や保全団体等と連携したモニタリング体制の構築

施策の基本方針



V 大阪府生物多様性地域戦略における取組内容

※重点：重点取組項目

【取組方針1】生物多様性の理解と生物多様性に資する行動の促進

【取組項目及び計画内容】

1-1 自然の恵み（生態系サービス）に関する教育・普及啓発【重点】

- 消費者視点での生物多様性と暮らしに関わるICTを通じた情報発信ツール（「おおさか生物多様性ナビ（仮称）」）の提供や、五感による自然の体感を通じた普及啓発により、生物多様性の「日常化」・「身近化」を進め、生物多様性に資する行動を促進する

1-3 自然と触れ合える場の情報発信

- 都市と森・里・川・海が近接した多様な自然環境を有する大阪の特性を活かし、府民が身近な自然や生き物と触れ合える場の情報発信を行う

1-2 自然と触れ合える場の整備

- 府民が身近な自然や生き物に触れ合うことで自然の魅力に気づき、自然の恵みに関する意識の向上が図られるよう、自然と触れ合える場の整備を行う



自然観察会



自然と触れ合える場

1-4 府内市町村の取組の促進

- 大阪府生物多様性地域戦略を活用した、市町村における生物多様性地域戦略の策定に向けた働きかけを行う

【取組方針2】自然資本の持続可能な利用、維持・充実

【取組項目及び計画内容】

2-1 多様な主体と連携した森・里・川・海における取組【重点】

- 生物多様性保全に積極的に取り組む企業や団体の活動をPRする応援宣言など、多様な制度の提供により、事業者等の取組を促進する

2-3 外来生物に対する取組【重点】

- 外来生物について、SNS等を活用し、府民等への啓発を実施するとともに、特定外来生物については、生態系等への被害の大きさをランク付けしたアラートリストを作成し、効果的な防除を進める

2-2 気候変動に対する取組

- 地球温暖化による気候変動を緩和する取組や、生物多様性保全に資する気候変動への適応の取組を推進する

2-4 自然が持つ多様な機能を活用した取組

- 自然が持つ多様な機能の活用を通じた生物多様性の保全を推進するとともに、普及啓発を図る



企業の希少種保護活動



特定外来生物
クバカマツカキキリ

【取組項目及び計画内容】

3-1 希少な野生動植物種の保全に資する仕組みづくり【重点】

- 府民やNPO等の多様な主体の参画による野生動植物種の生息状況に係るデータ収集を進めるとともに、保全上重要な野生動植物種について関係者と連携したモニタリング体制を構築する
- 生物多様性保全に係る情報や資料の蓄積のため、データベースを設置し、蓄積データの活用を進める

3-3 生物多様性保全に資する調査研究

- (地独) 大阪府立環境農林水産総合研究所生物多様性センター等の研究機関と連携し、生物多様性保全・利活用等の生物多様性保全に資する調査研究の推進を図る

3-2 保護地域内外における効果的な保全の仕組みづくり

- 法令等に基づく保全地域（＝保護地域）の適正な管理を進めるとともに、保護地域以外の地域における保全手段であるOECM（*）等を活用し、効果的な保全を進める

* 保護地域以外の地域をベースとする効果的な保全手段のこと
(Other effective area-based conservation measures)



ヒオオビミドリシジミ



ハッチウトンボ

VI 地域戦略の効果的な推進

【推進体制】

- 府民、事業者、NPO・NGO、教育・研究機関、府内市町村、他府県、国といった各主体と連携・協働を図りながら取組を推進する。

【進行管理】

- 毎年度、生物多様性地域戦略部会に対して取組状況について報告し、同部会において取組内容について検証を行う。
- 計画期間の中間年である2026年頃を目途に、戦略の進捗状況について評価を行い、中間見直しを実施する。